

暮

ら

し

の

お

知

ら

せ

Information

印鑑登録

本人と代理人とで 手続きが異なります

本人が登録申請するには

登録する印鑑のほか、次のいずれかを持って、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所で申請してください。

- 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、顔写真付きの住民基本台帳カードなど官公署が発行している顔写真付きの本人確認ができる物
- 市内に印鑑登録している人の保証書(登録番号・住所・氏名を記載し登録印を押した物)と、保険証や年金手帳などの本人確認ができる物

これらを持っていない場合は、登録する印鑑と本人確認ができる物(保険証や年金手帳など)を持ってきてください。後日「照会書」が自宅に郵送されるので、回答書欄に必要事項を書いて登録する印鑑を押し、本人確認ができる物と認め印を持って、期限内に手続き

してください。

本人が窓口に行けない場合

代理人が、登録する印鑑、委任状、代理人の本人確認ができる物を持って、市民課、下総・大栄支所で申請してください。後日「照会書」が登録者の自宅に郵送されるので、回答書欄に必要事項を書いて登録する印鑑を押し、本人確認ができる物と認め印を持って、期限内に手続きしてください。

再度代理人が手続きする場合は回答書、委任状、代理人の本人確認ができる物、代理人の認め印が必要ですよ。

印鑑登録証明書の取得

窓口で印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証を持ってきてください。代理人が手続きする場合も同じです。

また、マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用して、コンビニエンスストアなどで取得す

食品衛生法定講習会

することもできます。ただし、暗証番号の登録が必要です。
※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

検便と水質検査も

- 期日と会場(対象支部)
- 5月15日(水)：三里塚コミュニティセンター(成田東部支部)
 - 6月18日(火)：大栄公民館(大栄支部)(講習会のみ。検便と水質検査は、6月25日(火)午前9時30分～10時30分に大栄公民館で受け付け)
 - 6月20日(木)：国際文化会館(成田支部)
 - 6月28日(金)：下総公民館(下総支部)

時間 午後1時～1時50分(講習は午後2時～3時50分)

料金 講習会1,000円、検便800円、水質検査7,500円(組合員以外は別途料金)

※くわしくは印鑑保健所管内食品衛生協会(☎043・483・1179)へ。

クールビズ 軽装での執務にご理解を

市では、省エネ対策としてクールビズ(冷房時の室温28℃を目安とした空調の稼働、ノーネクタイ・ノー上着・ポロシャツ着用などの軽装での執務)を実施しています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

全国瞬時警報システム

防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム(アラート)とは、自然災害に関わる気象情報の特別警報など、国から送られてくる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

市では、この緊急情報を市民の皆さんへ伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行います。

放送を聞き逃したときは、防災行政無線テレホンサービス(☎0120・38・3898)で確認す

ることができません。

日時 5月15日(水) 午前11時

放送内容 ①「これは、アラートのテストです(3回繰り返し)、

こちらは防災なりたです」、防災行政チャイム

※当日の災害発生状況や気象状況により、中止になる場合があります。くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

春の全国交通安全運動

思いやりを持って運転を

5月11日(土)～20日(月)は春の全国交通安全運動期間です。思いやりを持った運転を心掛けましょう。重点目標は次の通りです。

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

水道メーター

委託業者が無料で交換

水道メーターの有効期間は、計量法で8年以内と定められています。市では、有効期間が満了を迎える家庭や事業所などの水道メーターを順次交換しています。

対象者には事前に連絡し、交換作業は市から委託を受けた事業者が無料でを行います。作業員は市発行の身分証明証を携帯しています。
※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

水などを供給するため、水道水を一時的にためる施設です。

建物の所有者や管理者は、飲み水として安全な水質を保つため、法令で定める受水槽の清掃や点検を行い、適切な管理に努めましょう。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

中小企業資金融資制度

利用してください

対象Ⅱ中小企業者、新たに事業を始める人

資金の種類と上限額

- 季節資金：300万円
- 一般事業・環境経営支援資金：設備3、000万円・運転1、500万円
- 事業転換・創業支援資金：設備

1、500万円・運転750万円

○ 小口零細企業保証制度事業資金
：設備2、000万円・運転1、000万円

利率(年率)

- 季節資金
- ・ 6カ月以内：1.8%(実質自己負担率0.1%)
- 一般事業・環境経営支援・小口零細企業保証制度事業資金
- ・ 1年以内：1.9%(実質自己負担率0.1%)
- ・ 1年を超え3年以内：2.2%(実質自己負担率0.4%)
- ・ 3年を超え5年以内：2.3%(実質自己負担率0.5%)
- ・ 5年を超え7年以内：2.55%(実質自己負担率0.6%)
- ・ 7年を超え10年以内：2.8%(実質自己負担率0.7%)
- 事業転換・創業支援資金：利率

- 一般事業・環境経営支援・小口零細企業保証制度事業資金
- ・ 1年以内：1.9%(実質自己負担率0.1%)
- ・ 1年を超え3年以内：2.2%(実質自己負担率0.4%)
- ・ 3年を超え5年以内：2.3%(実質自己負担率0.5%)
- ・ 5年を超え7年以内：2.55%(実質自己負担率0.6%)
- ・ 7年を超え10年以内：2.8%(実質自己負担率0.7%)
- 事業転換・創業支援資金：利率

はほかの資金と同率、実質自己負担率はほかの資金の半分
※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

地球環境保全協定

活動事業者を募集

市では「成田市地球環境保全協定」を結び、省エネルギー・省資源対策、ごみの適正処理、リサイクルの推進などの活動をする事業者を募集しています。

協定を結んだ事業者は、市の融資制度「環境経営支援資金」を受けられることができます(融資には条件や審査などがあります)。

協定を結んだ事業者の一覧をホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page/11000.html>)で公表しています。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

国民健康保険税の軽減

離職した人を対象に

倒産・雇止めなどにより離職した人を対象に、国民健康保険税

が軽減されます。

対象Ⅱ 離職時点の年齢が65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者として失業等給付を受ける人。雇用保険受給資格者証に書かれている離職理由(左表)により対象者を確認します

内容Ⅱ 前年の給与所得を100分の30として課税

期間Ⅱ 離職の翌日～翌年度末における国民健康保険の加入期間
申請に必要な物Ⅱ 雇用保険受給資格者証、マイナンバー確認書類、本人確認書類

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。



市長日誌

4月1日～15日

1日	新規採用職員入所式
2日	成田山全国競書大会授賞式
	成田のおどり花見
3日	国際医療福祉大学医学部・成田看護学部・成田保健医療学部・大学院入学式
5日	華道協会総会
	成田空港旗杯少年野球大会
6日	下総みどり学園入学式 レクリエーション協会総会 スポーツ少年団委員総会
8日	成田高校・同付属中学校入学式
9日	成田中学校入学式 成田小学校入学式
10日	成田幼稚園入園式 優良建設工事表彰式
	成田太鼓祭 開幕式・千年夜舞台
13日	中郷ふるさと交流館開館式典 サッカー協会総会



開幕式であいさつ(13日)

対象となる離職理由

番号	内容
11	解雇
12	解雇(天災など)
21	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
23	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
31	事業主からの働き掛けによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転などに伴う正当な理由のある自己都合退職
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月未満)

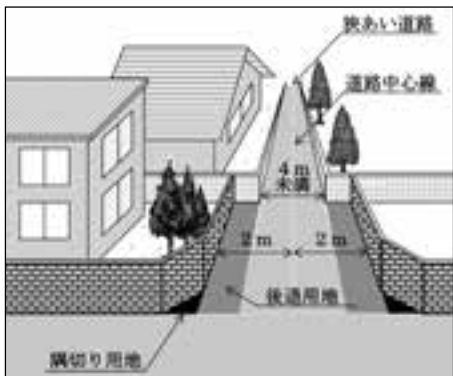
狭あい道路拡幅整備事業

安全なまちづくりのために

道幅が4メートル未満の「狭あい道路」に面した敷地で建築行為を行う場合は、道路の中心から2メートルの範囲まで敷地を後退しなくてはなりません。

市では、道路から後退した用地を寄付してもらい、測量、分筆、道路整備などを行います。希望する人は建築住宅課(市役所5階)に相談してください。

対象Ⅱ市が所有する幅員4メートル未満の道路に面し、道路と敷地との境界が確定している敷地で、建築行為などを行う人が行う業務Ⅱ測量、分筆、登記、隅切り用地の買い取り、後退し



た用地の道路整備

申し込み方法Ⅱ建築住宅課にある申込用紙に必要な書類を添付し同課へ

※くわしくは同課(☎20・1564)へ。

イノシシの捕獲

11月中旬まで実施

県では、農作物に被害を及ぼすイノシシの捕獲を6月下旬から11月中旬まで実施します。

捕獲にはわなを使用します。わなの周辺には注意看板を設置しますので、近づかないようにしてください。安全に努めて実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは県自然保護課(☎043・2233・2058)へ。

草・木の枝の処分

束ねて集積所へ

草刈りなどで生じた草は、土をよく落とし、乾燥させてから可燃ごみ(青色の指定ごみ袋)として集積所に出してください。

樹木の伐採などで生じた木の枝

は、葉をよく落とし、直径5センチメートル未満、長さ50センチメートル未満に切り、直径30センチメートル未満に束ねて袋に入れて集積所に出してください(1世帯当たり4束まで)。束にできない小枝は、青色の指定ごみ袋に入れて出してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

不法投棄防止

定期的に管理して

市では、不法投棄監視員や環境保全指導員などによる巡回・夜間パトロール、監視カメラの設置を行っています。しかし、道路脇などへの不法投棄が後を絶ちません。発見したときは、速やかに環境対策課(☎20・1532)へ連絡してください。投棄物を確認・調査し回収について対応します。

不法投棄は、管理の行き届いていない場所が発生する傾向があります。土地の所有者や管理者は不法投棄されないよう、防止柵の設置、定期的な見回り、草刈りなどに努めてください。

区長や不法投棄監視員からの申し出があれば、啓発用の看板を無料配布します。

※くわしくは環境対策課へ。

工業統計調査

回答にご協力を

市では、6月1日(土)を基準日として、工業統計調査を行います。

この調査は、製造業の事業所を対象として、その実態を明らかにするために行われます。調査の結果は各種行政施策を立案するときの重要な基礎資料となるほか、学術研究資料などに利用されます。

対象となる事業所には、調査員証を携帯した調査員が5月中旬から伺います。インターネットでも回答できますので、ご協力をお願いいたします。

※くわしくは行政管理課(☎20・1501)へ。

都市再生整備計画

事後評価を公表

市では、2つの地区(成田ニュータウン地区・成田駅周辺地区)に

おける都市再生整備計画事業について、事後評価を行いましたので、結果を公表します。

閲覧場所Ⅱ都市計画課(市役所5階)・市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page179600.html)

※くわしくは都市計画課(☎20・1560)へ。

オオキンケイギク

見つけたら処分を

オオキンケイギクは、5〜7月ごろに直径5〜7センチメートルの鮮やかな黄色の花をつける植物です。生命力・繁殖力がとても強く、一度定着すると在来の野草の生育場所を奪い、生態系に重大な影響を及ぼします。

自宅の庭などに生えていたら、根から引き抜き、枯れるまで乾燥させてから可燃ごみ(青色の指定ごみ袋)として処分してください。

※くわしくは環境計画課(☎20・1563 ホームページ: https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page11800.html)へ。